

階段・廊下に物を置いていないか確認しよう

もし、火災や地震が発生して避難しなければならないとき、階段や廊下に物がいっぱいだと避難に使いえなかったらどうしますか。

新宿区歌舞伎町のビル火災では、44名の尊い命が犠牲となりました。安全であるべき階段室に荷物が置かれ、それが燃え、避難に使いえなかったためと考えられています。

もしものときのために、避難経路を確保しましょう。

また、施設を利用するときは避難経路を確認するようにしましょう。（右写真は、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町のビル火災）



下の写真を見比べてください。

あなたはどちらの階段を選びますか。



右側の写真の例では、階段室に荷物がたくさん置かれているため、避難の障害になるばかりか、火災が発生した場合に、置かれた可燃物により延焼拡大する危険性があります。

下の写真を見比べてください。

あなたはどちらの廊下を選びますか。



右側の写真の例では、防火戸の前に荷物があるため、このままでは火災が発生した場合、防火戸が閉鎖せず煙や炎を防ぐことができません。また、避難口を知らせるための誘導灯が隠れているため、避難方向がわかりにくくなっています。

あなたのいる建物は大丈夫ですか？

事業所・共同住宅では

- ・ 階段、廊下などの避難経路には荷物を置かないようにしましょう。また、避難の障害となる物を排除しましょう。
- ・ 避難経路が一方向しか確保できない建物では、避難器具の設置を検討しましょう。
- ・ 自衛消防訓練は実際の災害を想定し、避難器具や消火器具の取扱い方法を含めて行いましょう。
- ・ 共同住宅では、自治会などで避難経路の確保について話し合い、具体的な想定で消防訓練を行い、避難経路や消火器の取扱いなどを確認しましょう。

住宅では

- ・ 階段、廊下などの避難経路には荷物を置かないようにしましょう。
- ・ 避難方法などを日頃から家族会議で話し合いましょう。
- ・ 消防署が行う防火診断を積極的に受けましょう。

繁華街にある雑居ビル等の立入検査実施状況

東京消防庁では、繁華街の雑居ビルや大型物品販売店舗等に対して避難階段や防火戸の維持管理状況を重点に、火災発生時の人命危険を事前に排除することを目的とした立入検査を実施しています。

平成26年中については、3,459の雑居ビル等について実施したところ、662の雑居ビル等で避難階段内や防火戸付近に物を置いているなどの違反がありました。同じビル内で複数の違反がある場合もあり、違反の数は1,248件に及びました。

また、大量に可燃物を置くなどの火災予防上の危険性が特に高い場合には、関係者に対し消防法第5条の3第1項に基づく物件除去命令を発令する場合がありますが、発令件数は増加傾向にあり、防火対象物関係者の防火意識の低下が危惧されるところです。

